

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる1割又は2割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

施設サービス費

多床室	1割	2割	3割	個室	1割	2割	3割
要介護1	829	1658	2486	要介護1	750	1499	2248
要介護2	881	1762	2643	要介護2	798	1595	2392
要介護3	949	1898	2847	要介護3	866	1731	2596
要介護4	1005	2009	3013	要介護4	923	1846	2769
要介護5	1058	2115	3173	要介護5	974	1948	2922

その他の加算

加算項目	1割	2割	3割
初期加算Ⅰ	63	126	189
初期加算Ⅱ	32	63	94
退所時情報提供加算Ⅰ	523	1045	1568
退所時情報提供加算Ⅱ	262	523	784
試行的退所時指導加算	418	836	1254
療養食加算	7	13	19
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	270	540	809
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	209	418	627
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	251	502	753
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	126	251	377
認知症行動・心理症状緊急対応加算	209	418	627
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	56	111	167
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	35	69	104
口腔衛生管理加算Ⅰ	94	189	283
口腔衛生管理加算Ⅱ	115	230	345
経口維持加算Ⅰ	418	836	1254
経口維持加算Ⅱ	105	209	314
経口移行加算	30	59	88
入所前後訪問指導加算Ⅰ	471	941	1411
入所前後訪問指導加算Ⅱ	502	1004	1505
入退所前連携加算Ⅰ	627	1254	1881
入退所前連携加算Ⅱ	418	836	1254
認知症ケア加算	80	159	239
夜勤職員配置加算	25	51	76
栄養マネジメント強化加算	12	23	35
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19	38	57
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	54	107	160
所定疾患施設療養費Ⅰ	250	500	750
所定疾患施設療養費Ⅱ	502	1004	1505
外泊時費用	379	757	1135

緊急時治療管理	542	1083	1624
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4	7	10
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14	28	41
自立支援推進加算	314	627	941
安全対策体制加算	21	42	63
科学的介護推進体制加算Ⅰ	42	84	126
科学的介護推進体制加算Ⅱ	63	126	189
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	147	293	439
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	74	147	130
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	251	502	753
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	105	209	314
排せつ支援加算Ⅰ	11	21	32
排せつ支援加算Ⅱ	16	32	47
排せつ支援加算Ⅲ	21	42	63
協力医療機関関連加算	105	209	314
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	11	21	32
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	6	11	16
新興感染症等施設療養費	251	502	752
生産性向上推進体制加算Ⅰ	105	209	314
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11	21	32
退所時栄養情報連携加算	74	147	220
再入所時栄養連携加算	209	418	627
訪問看護指示加算	314	627	940
認知症チームケア推進加算Ⅰ	157	314	470
認知症チームケア推進加算Ⅱ	126	251	377

※所定単位数に処遇改善加算として3.9%、介護職員等特定処遇改善加算として2.1%が算定されます。

介護職員等処遇改善加算V1として6.7%が算定されます。

※介護給付費算定に係る体制等に関する届けに基づき算定するものとする。

2 利用料

① 食費（1日当たり） 1,445円（朝445円 昼500円 タ500円）

※但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）従来型個室 1,728円 / 多床室 437円

※但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③ 日常生活品費 200円/日

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。尚、この費用はご利用者が自由に選択できる項目であり、ご家族やその代理の方に日用品をご用意いただく場合には徴収致しません。

④ 教養娯楽費 100円/日

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。尚、この費用はご利用者が自由に選択できる項目であり、ご家族やその代理の方に教養娯楽品をご用意いただく場合には徴収致しません。

⑤ 理美容代

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

業者名	訪問理美容うさぎ
カット	1,600円
カット&顔そり	1,890円
パーマ	5,940円
ヘアカラー	3,560円
顔そり	590円

⑥ 健康管理費

インフルエンザワクチン	1,500円
肺炎球菌ワクチン	8,400円

※予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑦ 私物の洗濯代 150円/枚（上限8,500円）

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

※ドライ物、特殊な技術が必要な衣類に関しては別途お支払いいただきます。

⑧ 電気代（1コンセント） 50円/日

多床室でラジオや電気毛布など、品目を問わず1コンセント使用した場合につきお支払いいただきます。

⑨ テレビレンタル代 100円/日（電気代を含む）

多床室の場合で施設よりテレビを貸し出した場合にお支払いいただきます。

⑩ 写真代 35円/枚 行事写真などを注文された場合にお支払いいただきます。

⑪ 陶芸材料代 1,000円/月 陶芸クラブに参加された場合にお支払いいただきます。

《別添資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 軽減を受けられるのは、次の2つのいずれかに該当する方です。
 - (1) 本人及び同一世帯が住民税非課税であること。
 - (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税で、預貯金等合計額が、基準額以下であること。

利用者負担段階	収入等の要件	資産要件	居住費		食費	
			従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員(※1)が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	預貯金等の合計が ・単身で1,000万円以下 ・夫婦で2,000万円以下	550円	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が80万円以下	預貯金等の合計が ・単身で650万円以下 ・夫婦で1,650万円以下(※2)	550円	430円	390円	600円
第3段階 ①	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	預貯金等の合計が ・単身で550万円以下 ・夫婦で1,550万円以下(※2)	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額+課税年金収入金額+非課税年金収入金額の合計が120万円超	預貯金等の合計が ・単身で500万円以下 ・夫婦で1,500万円以下(※2)	1,370円	430円	1,360円	1,300円

※1 別世帯の配偶者を含みます。

※2 40歳以上65歳未満の人は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。